

介護保険法施行後の状況の変化及び施設の
現状等を踏まえた公設公営施設としての
特別養護老人ホーム三山園の役割及び
今後のあり方について

令和5年4月27日

四市複合事務組合
特別養護老人ホーム三山園
あり方検討審議会

特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会答申書

目 次

○諮問事項	1
○答申	1
○答申に至った理由	1
○付帯意見	2
○審議経過	3
1. 公設公営施設としての役割の検討について	3
(1)経緯	3
(2)介護サービスの提供について	3
(3)困難事例への対応について	4
2. 今後のあり方の検討について	4
(1)財政面の検討について	4
(2)運営形態等の検討について	5
○三山園の概要	6
○検討資料	7
1. 特別養護老人ホームの沿革について	7
(1)老人福祉法における特別養護老人ホーム	7
(2)介護保険法施行後の特別養護老人ホーム	7
2. 日常生活自立度について	8
(1)日常生活自立度とは	8
(2)三山園長期入所者における推移	9
3. 職員配置について	9
4. 関係市における措置入所について	11
(1)措置入所件数の推移	11
(2)措置入所件数の推計	12
5. 特別養護老人ホームの整備状況について	13
(1)千葉県内における整備状況	13
(2)千葉県内における公設施設	13

(3)関係市内における整備状況	13
(4)関係市内における今後の整備予定	14
(5)関係市内における認知症対応型通所介護の整備状況	15
6. 地方公営企業について	15
(1)地方公営企業とは	15
(2)地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う動向	16
(3)介護サービス事業の全国的な取組状況	16
7. 収支状況について	17
(1)三山園収支状況	17
(2)人件費の比較	18
8. 船橋労働基準監督署からの是正勧告について	19
(1)経緯	19
(2)対応	19
(3)遡及支払額	19
9. 収支改善策について	19
(1)収支改善のシミュレーション	19
① 介護職員処遇改善加算の取得	19
② 科学的介護推進体制加算の取得	20
③ 手数料等の導入	20
④ デイサービス事業の指定変更	21
(2)増収後の収支状況	22
10. 利用状況について	23
(1)介護福祉施設(長期入所)利用状況	23
(2)短期入所生活介護(ショートステイ)利用状況	25
(3)認知症対応型通所介護(デイサービス)利用状況	27
11. 関係市における高齢者の動向について	28
12. 指定管理者制度の導入及び社会福祉法人への移譲について	29
(1)運営形態ごとのメリット・デメリット	29
(2)建替え時の補助金返還要件	31
○開催経過	32
○委員名簿	33

特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会答申書

【諮問事項】

介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について

【答申】

公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園(以下「三山園」という。)の役割については、現時点において、介護保険法施行後に数多く参入している非公設施設(以下「民間施設」という。)との間に大きな差異は認めがたい状況であり、公設公営施設として開設された当初の役割は達成されたものと考えられる。

このため、三山園の今後のあり方としては、三山園において入所者数、待機者数が一定数おり、今後も高齢者数、高齢化率の増加が見込まれているため、特別養護老人ホームとしての機能を継続しつつ、社会福祉法人へ移譲することが妥当である。

【答申に至った理由】

- (1) 三山園が公設施設として社会的資源の少なかった開設当初より担っている、措置を必要とする高齢者が入所し、暮らし続ける施設としての特別養護老人ホームの機能や緊急短期入所などの困難事例の対応という役割については、介護保険法施行後、すべての民間施設にも同様に課されていること。
- (2) 上記の特別養護老人ホームの機能は、民間施設の増加により、対応が可能な環境は整ってきており、三山園の公設公営施設としての先導的な役割は概ね達成されたこと。さらに、民間施設とは異なった役割についても見出すことが困難であること。
- (3) 民間事業者が本部経費を含めて介護給付費及び自己負担金(以下「介護報酬」という。)のみで運営していることに鑑みると、公設施設が介護報酬で賄えない運営経費の赤字分を公費で補填することは、介護保険制度下において適切な運営とはいえないこと。
- (4) 三山園において入所者数、待機者数が一定数おり、今後も関係市において高齢者数、高齢化率の増加が見込まれているため、特別養護老人ホームとしての機能は残すべきと考えられること。
- (5) 介護保険法施行後に民間事業者が蓄積してきた特別養護老人ホームの経営や運営などのノウハウを活用することで、効率的な施設運営や人材の有効活用などにより介護サービスの質の向上が期待できること。
- (6) 指定管理者制度については、有期契約であることから事業者の変更により、利用者が不安定な状況に置かれる可能性もあり、また、施設運営の方法を検討する上でも制限が掛かってしまうことが懸念されること。さらに、大規模改修費用等について今後も公費で負担し続けることが見込まれること。

【附帯意見】

本答申に基づく移譲先社会福祉法人の選定にあたっては、現在の三山園の運営状況を踏まえ、移譲後の施設の運営に支障を来すことの無いよう、また、関係市の負担が過大とならないよう、下記の意見に十分に留意すること。

- (1) 現在の利用者が希望した場合、引き続き利用できるよう対応するとともに、利用者及びその家族への影響が最小限となるよう考慮すること。
- (2) 医療機関との連携を図り、医療体制を確保するよう努めること。
- (3) 社会福祉法人への移譲後も可能な限り近隣住民の利便性が確保されるよう移譲先法人と協議すること。
- (4) 社会福祉法人への移譲に関する条件等について、移譲先が見つかるよう工夫し、関係市と十分に協議すること。
- (5) 土地及び建物については、建替え時の補助金の返還要件、及び今後必要となる大規模改修等の要件も踏まえ、貸付、譲渡等の条件を十分に検討すること。
- (6) 市場調査等の結果を踏まえ、移譲先法人が見つかるような条件設定をしてもなお、移譲先法人となる社会福祉法人を見つけることが困難である場合には、指定管理者制度の導入を検討すること。やむを得ず指定管理者制度を導入する場合にあつては、可能な限り速やかに社会福祉法人への移譲を行うこと。
- (7) 社会福祉法人への移譲後も介護サービスの提供に支障を来さないよう、施設、設備、介護サービス提供体制等の引継ぎについてスムーズに行うよう努めること。

【審議経緯】

1. 公設公営施設としての役割の検討について

(1) 経緯

四市複合事務組合は市町村等が行う事務の一部を複数の市町村等が共同で行うために昭和45年10月に船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市(当時は鎌ヶ谷町。以下あわせて「関係市」という。)によって設立された。現在では、三山園と二か所の斎場の設置、整備、管理及び運営を行っている。

三山園は、関係市内で唯一の特別養護老人ホームとして昭和47年6月に開設され、当初は老人福祉法に基づき措置の受け入れを行う公助の制度下において運営していたが、平成12年度に介護保険法が施行されると、利用者がサービスを選択し契約して入所する互助の制度へと転換した。

介護保険法の施行に伴い、民間事業者が次々と参入したことにより、全国的に公設施設の事業譲渡や指定管理者制度の導入などが進み、運営を民間事業者に任せる自治体が増加していたが、三山園については、民間施設の模範となる質の高いサービスの提供を行うことで、関係市内における中核的な施設としての役割や、緊急的な措置や短期入所の受け入れ先の役割なども踏まえ、運営経費を介護報酬で賄うことを前提に、公営施設として運営を続けることとなった。

(2) 介護サービスの提供について

介護保険制度下において、公設公営施設として運営を続けている三山園は、民間施設の模範となり、地域において先導的な役割を担える施設を目指し、認知症に特化したパーソン・センタード・ケア(※)を掲げ運営をしてきた。

しかしながら、現状では、認知症の度合いを表す日常生活自立度をみると、三山園の利用者は、全国平均と比較しても自立度の高い利用者が多く、医療面等においても、公設公営施設として、特に重い認知症の利用者を受け入れているといった実態を確認することはできなかった。

このように、三山園は民間施設への指導や技術供与するような先導的な役割を担うことができる特筆した施設とは言えない状況にある。また、介護報酬を財源とした自立運営を行うことが求められている現状において、人件費を含む各種経費が民間施設と比較し高額なこともあり、十分な職員配置をすることができておらず、利用者に対する看護・介護職員の配置人数が近隣民間施設等の平均で利用者2.26人に対して1人配置しているところ、三山園では2.74人に対して1人の配置であり、手厚いケアが行えているとは言い難い。

※パーソン・センタード・ケア

年齢や健康状態にかかわらず、すべての人々に価値があることを認め尊重し、ひとりひとりの個性に応じた取り組みを行い、認知症をもつ人の視点を重視し、人間関係の重要性を強調したケア

※出典:鈴木みずえ(2018)「認知症の看護・介護に役立つよくわかるパーソン・センタード・ケア」(池田書店)

(3) 困難事例への対応について

三山園は、措置入所について相談しやすい施設として関係市から認知されていることから、他の同種施設(以下「他施設」という。)と比較しても受け入れ実績が多いものの、措置入所件数の割合は、関係市全体の1割程度に留まっている。今後も三山園が公設公営施設として継続する場合においては、関係市から現状と同様の協力体制の維持を求められているが、それ以上に民間施設とは異なる特別な役割を求められている状況にはなかった。

また、現状において、関係市内では民間施設の整備が進んでいることや、公設公営施設のない地域においては、その役割がすべて民間施設に吸収されていることなどに鑑みると、民間施設で十分に対応が可能な環境が整っているといえる。

千葉県内においては510施設(令和4年4月1日現在)ある特別養護老人ホームのうち、公設公営施設は令和5年度末に三山園のみとなることが確認できており、県内自治体は、公設公営施設に頼ることなく困難事例を解決しているということがわかる。

なお、緊急短期入所については、船橋市は原則、当番制により各施設持ち回りで利用者の受け入れを行っており、他の関係市においても三山園の公設公営施設としての優位性は確認できなかった。

以上を踏まえると、公設公営施設として開設された当初の役割は達成されており、現時点で三山園が民間施設と比較して手厚いケアを実施しているということは確認できず、また、今後の民間施設にはない特別な役割を見出すことも困難である。

2. 今後のあり方の検討について

(1) 財政面の検討について

平成21年度に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、公営企業の抜本的改革の推進を行うことや、事業の継続、サービスの提供自体が必要である場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討するよう通知が出されていた。

その中で三山園は、介護保険法施行後も建替え時の起債の償還金等については、関係市から公費による負担金(以下「分賦金」という。)を受けていたものの、運営経費については介護報酬で賄うことを前提に運営していた。しかし、人件費を含む各種経費が民間施設と比較し高額なことなどにより経営が圧迫され、平成22年度以降は赤字が常態化し、内部留保金を取り崩しながら運営を続けていた。

これらの状況を踏まえ、三山園は赤字を脱却するため平成28年度に経営再建計画を策定し、人件費を抑制することで一時は内部留保金の取り崩しを抑えることができたが、労働基準監督署からの是正勧告により再び人件費が増加し、令和3年度から運営経費を介護報酬だけでは賄えなくなったため、関係市から分賦金を受けて運営する状況となっている。

審議会においては、経営改善のためのシミュレーションを行ったが、現実的には実施することが難しい人件費の削減や、運営方法の変更等を踏まえた事業の見直しを行い、最大限の増収を見込んでなお、介護報酬だけで運営経費を賄うことができず、今後の運営においても分賦金が必要となるという結果となった。

これらのことから、公設公営施設としてのこれまでの役割が達成され、関係市から新たな役割についても要望のない現状を踏まえると、公費を投入し続けるための積極的な意義を見出せず、公設公営での継続は介護保険制度下において適切とはいえないとの結論に至った。

(2) 運営形態等の検討について

上記のとおり、三山園を直営で運営し続けることは適切とはいえない状況ではあるものの、現在、三山園においては、入所者数、待機者数が一定数おり、今後も高齢者数、高齢化率の増加が見込まれているため、特別養護老人ホームとしての機能は残すべきだと考えられることから、事業廃止は選択肢となり得ず、指定管理者制度の導入または社会福祉法人への移譲の2つの選択肢に焦点を絞り、検討を行った。

指定管理者制度の導入または社会福祉法人への移譲をした場合、介護報酬により本部経費も賄い、職員も多く配置できている法人であれば、今までに蓄積してきた特別養護老人ホームの経営や運営等のノウハウを活用し、効率的な施設運営や質の高い介護サービスの提供などが期待できる。また、四市複合事務組合の介護施設は三山園1施設のみであるが、社会福祉法人では複数の施設運営を行っている場合が多く、職員の配置転換等による人材育成や人事交流、それに伴う介護サービスの質の向上が期待でき、今般のコロナ禍においても他事業所からの職員の応援体制の確保ができるなど、危機管理体制においても優れている。

これらはいずれの選択肢にも共通するメリットであるが、指定管理者制度を導入した場合については、有期契約であることから事業者の変更により、利用者が不安定な状況に置かれてしまい、また、指定管理者となった法人も、施設の定員や事業形態の変更など、サービスの質の向上や収支改善を図るための大胆な手法を取ることができず、施設運営の方策を検討する上で制限がかかってしまうことなどが懸念される。

さらに、大規模改修費用や経常的な施設修繕費用について、指定管理者制度を導入した場合は、今後も公費で負担し続けることが見込まれるが、これは、社会福祉法人へ移譲する場合には生じないデメリットであり、民間事業者が介護報酬から当該費用を捻出していることとの均衡の観点からも検討が必要な課題となる。

以上のことから、三山園は特別養護老人ホームとしての機能を継続しつつ、社会福祉法人への移譲が妥当である。ただし、移譲にあたり、条件面等において受入法人との調整が困難な場合は、一定程度の期間、指定管理者制度を導入し、可能な限り速やかに社会福祉法人への移譲をすることが望ましい。

【三山園の概要】

昭和47年度に建設された三山園は、施設の老朽化及び介護保険制度に対応するため平成16年に建替えを行い、短期入所生活介護事業所の定員を3名から20名に拡大し、通所介護事業所も新規で併設した。

通所介護事業所は平成18年度の介護保険法改正により、認知症対応型通所介護事業所となり、定員を10名から12名に拡大している。

建替え後、約20年が経過していることから、今後、空調や外壁、屋上防水などの大規模な修繕が必要となる。

所在地	船橋市三山2丁目3-2		
事業開始	昭和47年6月1日	施設建替	平成16年3月15日完成
建物構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	5,053.00㎡
建替事業費	2,193,422千円	延床面積	5,913.10㎡
1階(管理部門・通所)	事務室、洗濯室、厨房、 通所事業所(食堂・浴室) 他		
2階(一般フロア)	4人部屋・10室、2人部屋・8室、個室・8室、 (入居可能者数64人) 医務室、静養室 他		
3階(認知症フロア)	4人部屋・9室、2人部屋・8室、個室・4室、 (入居可能者数56人) 他		

事業種別	開始年月日	利用定員
介護老人福祉施設	昭和47年6月1日	100名
短期入所生活介護 (開設)	平成16年4月1日(変更) (昭和47年6月1日)	20名(建替に伴い変更) (3名)
認知症対応型通所介護 (開設)	平成18年4月1日(変更) (平成16年4月1日)	12名(法改正に伴い変更) (10名)

【検討資料】

1. 特別養護老人ホームの沿革について

(1) 老人福祉法における特別養護老人ホーム

老人福祉法においては措置制度として、福祉サービスを必要としている人に対し、行政が利用するサービスの種類を行政処分として決定しており、必要と認められなければサービスの利用ができず、特別養護老人ホームにおいても行政が指定した施設に入所させていた。行政がサービスの種類及び施設を選択し、利用者を振り分けるため、サービス提供者間で競争原理が働かないことによるサービスの質の低下も問題視されていた。

また、制度上措置として入所させることから、財源は税と本人負担で賄われていたが、本人と扶養義務者の収入に応じた「応能負担」のため、中高所得者層にとっては重い負担となっていたことや、所得調査が必要となることでの心理的負担なども利用に対する障壁となっていた。

(2) 介護保険法施行後の特別養護老人ホーム

高齢者の増加に伴い税だけでは財源を賄うことが難しくなったことや、今後の高齢化社会を見据え、平成12年度より保険料によって財源を賄う介護保険制度が導入された。

介護保険制度では利用者の選択により、多様な主体からサービスを総合的に受けられる契約制度へと移行したことで競争原理が生まれ、単に身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の自立を支援するサービス提供なども始まり質の向上が図られた。

また、受ける利益に応じた負担をする「応益負担」となったことで不公平感も取り払われ、「行政処分」から「契約」へ社会全体で支えあう仕組みへと変化した。

2. 日常生活自立度について

(1) 日常生活自立度とは

日常生活自立度とは、厚生労働省が定めた障害や認知症のある高齢者がどの程度自立した生活を送れているかを判定する評価基準のこと。

○日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

出典：厚生省老人保健福祉局長 老発第 0403003 号平成 18 年 4 月 3 日改正「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」

(2) 三山園長期入所者における推移

三山園長期入所者の日常生活自立度を、(1)の日常生活自立度判定基準に基づき、ランク自立を0点とし、IからMを1点から5点とした場合、平成26年度から令和3年度の平均で2.68となる。厚生労働省社会保障審議会(介護給付費分科会)第183回の資料によると、令和元年10月1日時点の全国平均は3.0となっていることから、三山園は公設公営施設として支援の難しい重い認知症の利用者を多く受け入れているという事実は確認できなかった。

○三山園長期入所者の日常生活自立度の推移 (単位:人)

ランク	点数	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	元 年度末	2 年度末	3 年度末
自立	0	2	1	0	0	1	0	1	1
I	1	9	7	7	7	8	8	8	8
II a	2	11	9	5	6	5	6	7	6
II b		23	28	29	22	22	22	26	24
III a	3	26	29	30	33	34	32	31	24
III b		13	12	12	12	11	10	10	11
IV	4	15	13	16	16	15	13	15	15
M	5	1	1	2	2	4	3	1	0
計	—	100	100	101	98	100	94	99	89
II以上		89.0%	92.0%	93.1%	92.9%	91.0%	91.5%	90.9%	89.9%
III以上		55.0%	55.0%	59.4%	64.3%	64.0%	61.7%	57.6%	56.2%
平均点数		2.59	2.61	2.72	2.78	2.77	2.73	2.65	2.62
平均要介護度		3.70	3.75	3.95	3.98	4.03	4.02	4.03	3.98

3. 職員配置について

特別養護老人ホームの職員数については、厚生労働省が定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令第39号)に基づき、最低基準が定められている。その基準において、看護職員及び介護職員の人数については、利用者3人に対し1人以上とされており、三山園は令和4年4月1日現在、利用者2.74人(育休者等を含めた場合2.59人)に対し1人の配置となっている。

一方、近隣民間施設等は平均で利用者2.26人に対し1人配置していることから、三山園については、職員1人あたりの負担が大きいゆえに、手厚いケアが行えているとは言い難い状況である。これは、利用率が高い三山園において、これ以上利用者を増やして介護報酬を増額することは難しく、人件費を含む各種経費が民間施設と比較し高額である状況もあ

り、介護報酬を財源とした増員が困難であること、また、介護報酬による自立運営を行うことが求められている現状において、分賦金の増額による増員も困難であることなどから、十分な職員配置をすることができないことが原因である。

○各施設の職員数(令和4年4月1日現在)

		看護	介護	その他	合計	介護・看護 職員配置
三山園 長期:100名 短期:20名	常勤職員	5	24	8	37	2.74 育休者等を含 めた場合 2.59
	会計・派遣	7	13	5	25	
	合計	12	37	13	62	
一部事務組合A 長期:150名	常勤職員	5	23	8	36	2.7
	会計・派遣	1	33	4	38	
	合計	6	56	12	74	
一部事務組合B 長期:65名	常勤職員	5	25	4	34	1.8
	会計・派遣	0	6	3	9	
	合計	5	31	7	43	
一部事務組 C 長期:100名	常勤職員	4	29	8	41	—
	会計・派遣	2	15	9	26	
	合計	6	44	17	67	
民間施設A 長期:80名 短期:20名	常勤職員	3	25	18	46	2.31
	パート・派遣	6	18	11	35	
	合計	9	43	29	81	
民間施設B 長期:100名 短期:20名	常勤職員	3	41	17	61	2.07
	パート・派遣	3	15	12	30	
	合計	6	56	29	91	
民間施設C 長期:80名 短期:8名	常勤職員	3	22	12	37	2.7
	パート・派遣	1	10	11	22	
	合計	4	32	23	59	
民間施設D 長期:110名 短期:10名	常勤職員	3	30	12	45	2.01
	パート・派遣	2	25	21	48	
	合計	5	55	33	93	
民間施設E 長期:100名 短期:10名	常勤職員	4	20	13	37	2.2
	パート・派遣	4	29	20	53	
	合計	8	49	33	90	

※その他:事務員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、管理栄養士等

※介護・看護職員配置:職員1人あたりの利用者数

※会計:会計年度任用職員(非常勤職員)

4. 関係市における措置入所について

(1) 措置入所件数の推移

関係市における措置入所件数は増加傾向にあり、平成29年度から令和3年度までの5年間で143件となっているが、関係市内に特別養護老人ホームが72施設(令和4年4月1日現在)あることを考えれば、平均して1施設あたり約2件(143/72)の措置件数となるどころ、三山園は12件受け入れを行っている。

これは公設施設としての実績により、三山園が措置制度に理解があることや相談しやすく協力的である施設として関係市に認識されていること、船橋市以外においては市外であることを活かした虐待案件等でのシェルターとしての役割を担っていることなどが理由として挙げられる。

しかし、実際に措置入所が必要となった際には、三山園は相談がしやすい施設であるものの各市とも民間施設と同等の取り扱いをしている。また、千葉県内に公設公営の特別養護老人ホームが令和4年4月1日現在、三山園以外に2施設しか無い状況においても、民間施設で措置入所の対応が可能となっている現状に鑑みると、必須の役割ではなくなってきたものと考えられる。

なお、措置入所以外の入所に関する取り扱いについては、三山園と民間施設で差異は無いとのことであった。

○直近5年の措置入所件数

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
船橋市	7(0)	12(1)	11(1)	23(3)	23(2)	76(7)
習志野市	7(1)	6(1)	13(0)	7(0)	5(0)	38(2)
八千代市	5(0)	8(1)	6(0)	3(0)	4(0)	26(1)
鎌ヶ谷市	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	2(1)	3(2)
計	19(1)	26(3)	30(1)	34(4)	34(3)	143(12)

()は三山園における措置入所件数で内数

○関係市における措置入所、施設紹介等における三山園の取り扱い

船橋市	優先的な取り扱いは無いが、三山園への措置入所件数からも、現状は受け入れに協力いただいている。
習志野市	施設職員が措置入所に対する理解があり協力的であるため、よく緊急時の受入れを打診させていただいている。 また、後に契約入所となった際に、多床室利用料金の取り扱いの場合、利用者負担が低く抑えられる場合があるため、支払い可能となる予測がしやすい。
八千代市	措置は市内の特養から入所の打診をするが、そのタイミングで同じく三山園にも打診している。

鎌ヶ谷市	優先的には取り扱いはしていないが、市外という立地から虐待での入所について優先に相談することはある。
------	---

○契約入所、措置入所以外での施設入所にあたっての三山園の位置付け
(緊急ショート等における他施設との差別化の有無など)

船橋市	民設施設と同様に扱っている。
習志野市	民設施設と同様に扱っている。
八千代市	高齢者虐待等の緊急時においても、他の施設と同様に入所依頼を行っている。他の民間施設との間に優位性はない。
鎌ヶ谷市	他施設との差別化はしていない。

(2) 措置入所件数の推計

各市推計にあたっては、新型コロナウイルスの影響や高齢化の進行に伴う措置入所件数の増加を懸念しているが、実数を推計することは困難であるとしている場合が多い。

○関係市における推計

船橋市	平成29年度～令和元年度の状況を見ると、ほぼ横ばいで推移している。令和2、3年度についてはそれぞれ23件ずつ、更に令和4年度についても8月31日時点ですでに9件措置しており、これにはコロナの影響が考えられる。よって措置件数の今後の動向についてはコロナがどのように推移するかに関わってくると考えられる。 なお、今後の具体的な件数については算出が困難である。
習志野市	高齢化の進行に伴い、独り暮らしの高齢者や、親族と疎遠の高齢者が増加傾向であり、認知症状等から、在宅生活の維持が困難となり、生命の危険を伴うような、緊急に保護をする必要がある事案が増加している。 施設との契約を適切に行うことができる親族等が存在しない事案は、増加していくと想定されるため、措置入所者数の増加が見込まれる。
八千代市	平成30年度以降は、新規措置入所者数は減少傾向にあり、令和4年度も前年度と同程度と見込んでいるが、一方で高齢化の加速に伴い、今後措置件数が増加する可能性もある。
鎌ヶ谷市	毎年度2件程度と推計。 虐待対応での措置入所や契約者不在のための措置入所は、成年後見申立てを行うため、途中で契約入所に変更していくものと考え対応している。 近年、契約者不在のための特別養護老人ホーム措置入所が増加しているが、市内の施設へ依頼し対応してもらっている場合もある。

5. 特別養護老人ホームの整備状況について

(1) 千葉県内における整備状況

千葉県内における特別養護老人ホームは令和4年4月1日現在で510施設あり、介護保険法施行前の昭和45年度から平成11年度末までに137件、介護保険法施行後の平成12年度から令和4年4月1日までに373件の施設が開設されている。

○介護保険法施行後の特別養護老人ホーム開設数推移

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
4	6	11	11	12	11	13	8
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
11	6	5	24	51	15	44	29
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
13	27	24	15	9	20	4	373

(平成11年度までに開設した施設数:137施設)

※出典:千葉県「施設一覧表(令和4年4月1日現在)」

(2) 千葉県内における公設施設

千葉県内における特別養護老人ホーム510施設(令和4年4月1日現在)のうち、公設施設は6施設(約1.2%)となっている。公設施設のうち公設公営が3施設(約0.6%)あり、三山園のほか、大多喜町が運営する大多喜町特別養護老人ホーム、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が運営する東総園がある。

しかしながら、令和4年度末に大多喜町特別養護老人ホーム、令和5年度末に東総園が事業廃止を決定しており、令和6年度からは三山園のみが県内における公設公営施設となる。

なお、公設施設のうち残り3施設は指定管理者制度が導入されており、船橋市(特別養護老人ホーム朋松苑)、浦安市(浦安市特別養護老人ホーム)、野田市(複合老人ホーム野田市楽寿園)となっている。

(3) 関係市内における整備状況

関係市内における特別養護老人ホームは令和4年4月1日現在で72施設あり、昭和47年に三山園が初めて開設してから平成11年度末までに18施設、介護保険法施行後の平成12年度から令和4年4月1日までに54施設が開設されている。

なお、公設施設は三山園及び指定管理者が運営している朋松苑があり、2施設とも船橋市内に設置されている。

○特別養護老人ホーム施設数(令和4年4月1日現在)

市町村名	施設数 (施設)	ベッド数 (床)
船橋市	36	2,464
習志野市	12	720
八千代市	12	631
鎌ヶ谷市	12	746
合計	72	4,561

※従来型、ユニット型併設事業所については、2施設としてカウントしている。

○介護保険法施行後の特別養護老人ホーム開設数推移

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1	1	1	1	1	2	2	2
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	1	0	3	7	2	6	5
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
0	4	6	2	1	3	2	54

(平成11年度までに開設した施設数:18施設)

※出典:千葉県「施設一覧表(令和4年4月1日現在)」

(4)関係市内における今後の整備予定(整備済含む)

関係市内では令和4年度から令和6年度までに、計550床が整備済みまたは予定されている。

○整備予定ベッド数(令和5年4月1日現在)

市町村名	ベッド数(床)			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
船橋市	90	0	0	90
習志野市	100	0	0	100
八千代市	80	80	0	160
鎌ヶ谷市	0	100	100	200
合計	270	180	100	550

(5) 関係市内における認知症対応型通所介護の整備状況

認知症対応型通所介護については、定員が12人までとされており、収入が少ないことから運営が難しく、また、通常の通所介護事業所で重度の認知症利用者の受け入れを行っている法人も多いことから事業所数が少ないものと考えられる。

○通所介護事業所数(令和4年4月1日現在)

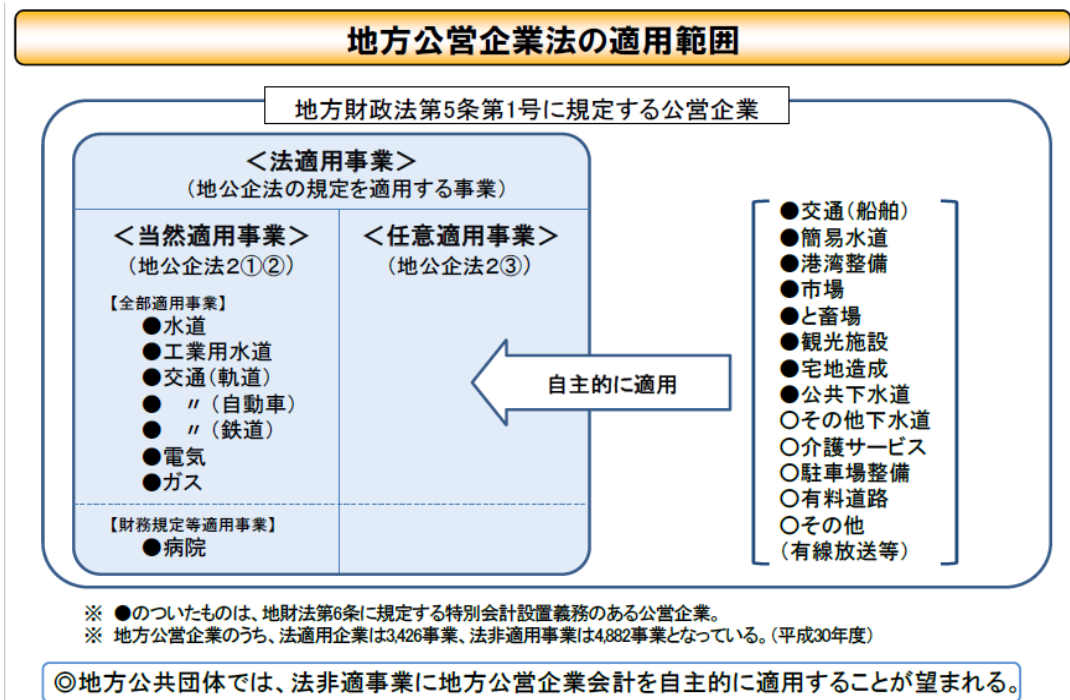
市町村名	通所介護事業所数	うち認知症対応型通所介護事業所	割合
船橋市	175	6	3.4%
習志野市	56	6	10.7%
八千代市	67	4	6.0%
鎌ヶ谷市	46	0	0%
合計	344	16	4.7%

※休止中の事業所を含む

6. 地方公営企業について

(1) 地方公営企業とは

地方公営企業法、地方財政法及び地方自治体の条例に基づき、地方自治体が経営する企業のことであり、法が必然的に適用される法適用事業と任意で法の適用を選択できる法非適用事業があり、介護サービス事業は法非適用事業となる。



出典:総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業の範囲について(令和2年7月14日)」

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う動向

平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、総務省より地方公営企業の運営について通知が出された。

通知においては、「各地方公共団体においては、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を行うことが望まれる。公営企業の抜本改革の検討にあたっては、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要がある。意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。」とされ、「民で行えるものは民で行うこと」について明確に方向性が提示された。

(3) 介護サービス事業の全国的な取組状況

総務省通知に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行(平成21年4月1日)以降、各自治体が運営していた介護サービス事業については民営化や指定管理者制度の導入、事業廃止など改革が進められた。

なお、法律施行前においては、指定管理者制度が開始して間もなかったこともあり、指定管理者制度の導入が進んでおり、関係市内においては業務委託により運営を行っていた船橋市特別養護老人ホーム朋松苑が平成18年度に指定管理者制度へ移行した。

○抜本的な改革の取組状況(件数)

	調査を開始した平成16年度～平成21年4月1日	平成21年4月2日～令和3年3月31日
民営化・民間譲渡	76	108
指定管理者制度	167	74
事業廃止	22	105

出典:総務省「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況」

7. 収支状況について

(1) 三山園収支状況

介護保険法施行後、施設建替え時の起債償還金については、関係市からの分賦金として公費を投入していたが、三山園の運営経費については介護報酬で賄うことを前提としていた。

しかし、施設の老朽化による修繕料の増加や人件費を含む各種経費が民間施設と比較して高いことなどにより経営が圧迫されたことで、平成21年度に79,224千円あった内部留保金(繰越金)が、平成27年度には40,781千円まで減少した。

このような状況を踏まえ、平成28年度に経営再建計画を策定し、修繕料の平準化のため施設等整備基金の新設や赤字を脱却するため人件費を抑制することで一時は内部留保金を増やすことができたが、令和元年6月4日付けで船橋労働基準監督署から是正勧告を受けたことにより再び内部留保金が大幅に減少し、令和3年度から運営経費を介護報酬だけでは賄えなくなったため、関係市から分賦金を受けて運営する状況となっている。

また、民間事業者においては介護報酬で賄っている施設長及び介護報酬請求等に要する本部経費についても、三山園では公費を投入している。

なお、施設等整備基金については、令和3年度以降、運営経費についても分賦金を請求していることから予算計上を見送り、関係市の負担の軽減を図っている。

○繰越金の推移

(単位:千円)

年度	歳入 ①	歳出 ②	繰越金 ①－②	単年度収支
21	613,900	534,676	79,224	21,923
22	604,165	546,225	57,940	△ 21,284
23	602,417	548,631	53,786	△ 4,154
24	602,451	552,249	50,202	△ 3,584
25	598,307	544,678	53,629	3,427
26	595,460	550,233	45,227	△ 8,402
27	601,581	560,800	40,781	△ 4,446
28	605,171	564,343	40,828	47
29	620,247	548,249	71,998	31,170
30	665,048	568,551	96,497	24,499
元	695,691	626,571	69,120	△ 27,377
2	691,108	675,232	15,876	△ 53,244
3	651,013	596,581	54,432	38,556

※令和3年度の単年度収支については、運営経費に関する分賦金 56,090 千円を除いた場合、△17,534 千円となる。

○関係市分賦金推移

(単位:千円)

	27年度	28年度	29年度	30年度
共通経費	55,963	50,407	62,559	115,244
管理運営費	0	0	0	0
起債償還金	74,274	74,275	74,274	74,275
施設等整備基金	0	0	16,000	16,000
合計	130,237	124,682	152,833	205,519
	元年度	2年度	3年度	4年度
共通経費	71,561	77,958	71,811	64,212
管理運営費	0	0	56,090	33,242
起債償還金	74,274	74,338	54,028	38,230
施設等整備基金	16,000	16,000	0	0
合計	161,835	168,296	181,929	135,684

※共通経費:本部経費(議会・総務費)

(2) 人件費の比較

三山園常勤職員の令和3年度平均年収は5,463千円であり、三山園を除く7施設の平均年収は4,418千円で、三山園は1,000千円以上高い状況となっている。他施設と比較して給与面での待遇が確保されているものの、介護報酬の増額は見込めず、分賦金を増額しなければ十分な職員配置ができないことから、今後の介護サービスの質の向上には繋がらないと考えられる。

○他施設の平均年収(令和3年度)

(単位:千円)

	常勤職員	うち看護職員	うち介護職員
三山園	5,463	5,194	5,538
一部事務組合 A	5,264	5,770	5,066
一部事務組合 B	3,898	5,279	3,204
民間施設 A	4,570	4,792	4,447
民間施設 B	4,093	4,719	4,168
民間施設 C	3,805	4,150	3,468
民間施設 D	4,598	5,098	4,846
民間施設 E	4,701	5,147	4,564

8. 船橋労働基準監督署からの是正勧告について

(1) 経緯

三山園開設当初より、夜勤時における仮眠時間の取り扱いについては、職員との合意のもとで勤務時間を含めず、夜間勤務手当(25%)とは別に夜間介護手当(9,800円)を支給することとしていたが、仮眠時間を労働時間としていないことなどについて、船橋労働基準監督署より令和元年6月4日付けで是正勧告を受けた。

(2) 対応

是正勧告において平成31年1月分まで遡及して未払い賃金を支払うこととされていたが、是正勧告を真摯に受け止め、賃金請求権の消滅時効である2年間遡及し、退職者を含めて未払い分を支払うこととした。

(3) 遡及支払額

令和元年度(平成31年1月～令和元年6月分):14,455千円

令和2年度(平成29年6月～平成30年12月分):53,683千円 合計 68,138千円

これにより、平成30年度末に96,497千円あった繰越金が、令和2年度末には15,876千円まで減少した。そのため、令和3年度より運営経費についても、関係市からの分賦金を投入している。

9. 収支改善策について

(1) 収支改善のシミュレーション

介護保険制度の趣旨に則ると、公設公営での運営を継続するためには公費を投入すべきではないことから、収支改善策を講ずることによって自立運営が可能かどうかを検証するため、改善策として①介護職員処遇改善加算の取得、②科学的介護推進体制加算の取得、③手数料等の導入、④デイサービス事業の指定変更について検討を行った。

① 介護職員処遇改善加算の取得

介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)については、介護職員の賃金改善、キャリアアップのための賃金制度の整備及び資質向上や労働環境の整備等に対する加算であり、公益社団法人全国老人福祉施設協議会が行った調査によると、令和4年4月現在、特別養護老人ホームにおいて取得していない施設は0.6%、短期入所生活介護は0.8%、認知症対応型通所介護は3.0%のみで全国的に見てもほぼすべての施設が取得している。

また、令和元年10月から導入された介護職員特定処遇改善加算において、経験・技能のある介護職員に対する賃金改善を重点化しつつ、他職種の処遇改善も行うことが可能となっている。

処遇改善加算を取得した場合、令和3年度利用実績をもとに積算すると年間44,116千円の増収となるが、加算額全額を介護職員の賃金改善に充てる必要があるため、収入と支出が同額、または、収入より支出が多くなり、原則として収支の改善には繋がらない。そのため、収支改善を行うためには一時的に給与水準を下げた上(常勤介護職員のみを削減する場合1人1,298千円)で加算を取得する必要がある、職員の理解が必要不可欠となるだけでなく、本来の加算の趣旨とは異なることになる。したがって、収支改善のために処遇改善加算を取得することは現実的ではない。

② 科学的介護推進体制加算の取得

科学的介護推進体制加算(以下「LIFE 加算」という。)については、令和3年度介護報酬改定において新たに創設された加算であり、科学的に効果が裏付けられた自立支援、重度化防止に資する質の高いサービス提供及び PDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取り組みの推進を目的としたものである。

加算の取得にあたっては、厚生労働省への定期的な利用者情報の報告が必要であり、利用者情報の電子化等の ICT の導入や報告にあたっての事務作業の増加、また、LIFE 加算全額の約半分を占める自立支援促進加算の取得には、医療との協力体制が必要不可欠であることなどの課題がある。

長期入所95人、認知症対応型通所介護20人の条件下において、現在の人員配置で取得可能なすべての LIFE 加算を取得した場合の収入額は年間6,435千円となるものの、ICT化に伴うタブレットのリース代及び協力病院委託料の増額費用として年間4,116千円の支出が見込まれる。

③ 手数料等の導入

多くの民間施設で導入している食費の増額、長期入所者の預り金手数料の導入及び家電製品の電気代の徴収について検討を行った。

(ア) 食費の増額については、介護保険負担限度額認定を受けてない利用者が対象となるため、長期入所40人、短期入所生活介護10人、現状の1日1,445円を155円増額し、1日1,600円として積算すると、年間2,829千円の増収となる。

(イ) 長期入所者の預り金手数料の導入については、長期入所95人、1月1,000円として積算すると、年間1,140千円の増収となる。

(ウ) 家電製品の電気代の徴収については、長期入所95人、短期入所15人、1日50円として積算すると、年間2,007千円となる。

なお、金額については、いずれも他施設の例を参考に高額にならないように設定したが、利用者の負担額が増額となることから契約が必要であり、利用者家族等の同意が得られない場合も想定されるなど、検討すべき課題は多い。

④ デイサービス事業の指定変更

現在の12人定員である認知症対応型通所介護を通常に通所介護に変更し、利用者を1日30人として検討を行った。

まず、指定変更に伴い、要介護認定者だけではなく、要支援認定の利用者の受け入れも行うため、自立した利用者が増加することが想定される。その場合、現状の職員数では現在利用している重い認知症の利用者の受け入れが困難であるため、現在の利用者を引き続き受け入れる場合には、職員を大幅に増員する必要がある。

収支としては、1日30人、営業日数を年243日とし、積算すると年間38,491千円の収入となるものの、職員の増員、賄材料費及び調理業務委託料の増額として、年間17,092千円の支出が見込まれ、差引年間21,399千円の増収となる。

しかし、三山園の周辺は通所介護事業所が競合している地域であり、実際に毎日30人の利用者を確保し、上記の増収を実現することは、現実的にはかなり難しいと考えられる。

以上①～④のすべての収支改善策を行った場合、増収額は年間73,810千円となるが、上記の理由により、すべてを実施することは現実的には困難であると考えられる。

○収支改善における増収額

(単位:千円)

		収入	支出	差引増収額
①	処遇改善加算の取得	44,116	0	44,116
②	LIFE 加算の取得	6,435	4,116	2,319
③	(ア)食費の増額	2,829	0	2,829
	(イ)預り金手数料	1,140	0	1,140
	(ウ)家電電気代	2,007	0	2,007
	計	5,976	0	5,976
④	デイサービス事業の指定変更	38,491	17,092	21,399
合 計		95,018	21,208	73,810

(2) 増収後の収支状況

三山園の運営経費については、令和3年度から関係市に分賦金を請求しているが、今後も引き続き赤字補填分を請求することが見込まれている。また、起債償還金については、建替え時に借り入れたものが令和5年度で償還が終了し、令和8年度までに特殊浴槽及び食器洗浄機等を購入した際の償還も終了する。

令和5年度以降の分賦金については、毎年度共通経費を含め約1.8億円を関係市に請求することとなる。現実的には非常に困難ではあるが、(1)によりすべての収支改善策による増収を行えた場合についても、約1億円の分賦金を請求することとなり、公設公営での運営を続ける限り、今後も公費の投入が必要となる。

なお、三山園は平成16年度の建替え後、約20年が経過し、今後、建築、電気及び空調設備等にかかる約6億円の大規模改修が見込まれている。

○増収後の分賦金推計

(単位:千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度
共通経費	76,968	76,968	76,968	76,968
管理運営費	92,932	66,811	66,452	67,137
起債償還金	18,892	4,443	4,421	3,155
施設整備費	0	30,000	30,000	30,000
増収前合計 A	188,792	178,222	177,841	177,260
増収見込額 B	73,810	73,810	73,810	73,810
増収後合計 A-B	114,982	104,412	104,031	103,450
	9年度	10年度	11年度	12年度
共通経費	76,968	76,968	76,968	76,968
管理運営費	68,866	68,510	69,199	70,932
起債償還金	0	0	0	0
施設整備費	30,000	30,000	30,000	30,000
増収前合計 A	175,834	175,478	176,167	177,900
増収見込額 B	73,810	73,810	73,810	73,810
増収後合計 A-B	102,024	101,668	102,357	104,090

※施設整備費については、大規模改修費用6億円を20年で償還するものとし、令和6年度以降、毎年度30,000千円を計上している。

10. 利用状況について

(1) 介護老人福祉施設(長期入所)利用状況

介護老人福祉施設については、関係市の人口に応じて入所枠を設定しており、令和4年4月1日現在、船橋市47人、習志野市18人、八千代市20人、鎌ヶ谷市15人となっている。

利用率については、平成27年度から令和3年度までの平均が98.1%で、厚生労働省「令和2年介護事業経営実態調査(以下「経営実態調査」という。)」による令和元年度全国平均96.4%を上回っており、近隣他施設と比較しても三山園の利用率は高い状況となっている。

また、三山園や近隣他施設では多くの待機者がいることや、多くの生活保護者を受け入れて生活困窮者の受け皿としての役割を担っているなど、特別養護老人ホームとしての需要は大いにあり、今後も必要な施設であるものと思われる。

○三山園介護老人福祉施設利用実績

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	利用者数	585	573	561	561	546	563	547
	延人数 A	17,284	17,176	17,041	16,969	16,691	17,030	16,715
	入院等 B	304	484	782	375	513	379	472
	A-B	16,980	16,692	16,259	16,594	16,178	16,651	16,243
習志野市	利用者数	243	215	216	209	212	203	212
	延人数 A	6,504	6,303	6,558	6,340	6,504	6,104	6,503
	入院等 B	68	173	318	197	166	73	199
	A-B	6,436	6,130	6,240	6,143	6,338	6,031	6,304
八千代市	利用者数	241	235	234	232	236	232	230
	延人数 A	7,243	7,032	7,120	7,112	7,193	7,044	7,099
	入院等 B	37	96	101	258	167	217	573
	A-B	7,206	6,936	7,019	6,854	7,026	6,827	6,526
鎌ヶ谷市	利用者数	180	179	176	174	175	177	169
	延人数 A	5,373	5,296	5,373	5,294	5,358	5,426	5,095
	入院等 B	142	67	51	137	162	46	185
	A-B	5,231	5,229	5,322	5,157	5,196	5,380	4,910
合計	利用者数	1,249	1,202	1,187	1,176	1,169	1,175	1,158
	延人数 A	36,404	35,807	36,092	35,715	35,746	35,604	35,412
	入院等 B	551	820	1,252	967	1,008	715	1,429
	A-B	35,853	34,987	34,840	34,748	34,738	34,889	33,983
	利用率	99.5%	98.1%	98.9%	97.8%	97.7%	97.5%	97.0%
	入院等除く利用率	98.0%	95.8%	95.5%	95.2%	94.9%	95.6%	93.1%

○近隣他施設の利用実績

(単位:人)

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計(平均)
三山園 100名	延人数 A	36,092	35,715	35,746	35,604	35,412	178,569
	入院等 B	1,252	967	1,008	715	1,429	5,371
	A-B	34,840	34,748	34,738	34,889	33,983	173,198
	利用率	98.9%	97.8%	97.7%	97.5%	97.0%	97.8%
	入院等除く利用率	95.5%	95.2%	94.9%	95.6%	93.1%	94.9%
	生活保護者数	18	22	22	21	22	(21)
	待機者数	129	147	140	160	166	(148.4)
民間 施設A 80名	延人数 A	26,308	28,091	28,030	28,136	27,770	138,335
	入院等 B	42	969	830	573	347	2,761
	A-B	26,266	27,122	27,200	27,563	27,423	135,574
	利用率	90.1%	96.2%	95.7%	96.4%	95.1%	94.7%
	入院等除く利用率	90.0%	92.9%	92.9%	94.4%	93.9%	92.8%
	生活保護者数	9	8	7	6	7	(7.4)
	待機者数	84	75	87	92	67	(81)
民間 施設B 100名	延人数 A	29,144	33,813	33,971	34,111	34,909	165,948
	入院等 B	1,375	3,051	3,311	2,478	2,705	12,920
	A-B	27,769	30,762	30,660	31,633	32,204	153,028
	利用率	79.8%	92.6%	92.8%	93.5%	95.6%	90.9%
	入院等除く利用率	76.1%	84.3%	83.8%	86.7%	88.2%	83.8%
	生活保護者数	8	10	8	7	5	(7.6)
	待機者数	78	81	95	119	104	(95.4)
民間 施設C 80名	延人数 A	21,896	18,443	17,817	17,587	22,363	98,106
	入院等 B	154	174	189	210	162	889
	A-B	21,742	18,269	17,628	17,377	22,201	97,217
	利用率	75.0%	63.2%	60.9%	60.2%	76.6%	67.2%
	入院等除く利用率	74.5%	62.6%	60.2%	59.5%	76.0%	66.6%
	生活保護者数	2	3	3	4	3	(3)
	待機者数	32	38	50	89	54	(52.6)
民間 施設D 110名	延人数 A	38,581	37,753	38,910	37,984	35,979	189,207
	入院等 B	1,161	1,164	1,036	681	197	4,239
	A-B	37,420	36,589	37,874	37,303	35,782	184,968
	利用率	96.1%	94.0%	96.6%	94.6%	89.6%	94.2%
	入院等除く利用率	93.2%	91.1%	94.1%	92.9%	89.1%	92.1%
	生活保護者数	15	12	12	13	11	(12.6)
	待機者数	36	63	58	123	135	(83)

(2) 短期入所生活介護(ショートステイ)利用状況

短期入所生活介護については、三山園の立地上、船橋市及び習志野市の利用者が大半を占め、八千代市及び鎌ヶ谷市の利用者はほぼいない状況となっている。

利用率については、平成27年度から令和3年度までの平均が81.3%で、経営実態調査による令和元年度全国平均75.7%を上回っている。近隣他施設においては、長期入所の空床利用により100%を超える施設があることが確認された。

また、緊急短期入所の利用については、船橋市は原則、当番制により各施設持ち回りで利用者の受け入れを行っており、他の関係市においても三山園の公設公営施設としての優位性は確認できなかった。

○三山園短期入所生活介護利用実績

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	利用者数	511	425	424	363	315	240	250
	利用日数	5,135	4,583	4,949	4,361	3,948	3,251	3,698
習志野市	利用者数	81	129	105	153	219	218	175
	利用日数	506	723	942	1,646	2,017	2,267	2,413
八千代市	利用者数	14	10	0	0	2	0	1
	利用日数	90	60	0	0	5	0	15
鎌ヶ谷市	利用者数	7	0	0	0	0	0	0
	利用日数	202	0	0	0	0	0	0
その他	利用者数	2	13	25	16	10	14	4
	利用日数	26	72	240	220	142	47	16
合計	利用者数	615	577	554	532	546	472	430
	利用日数	5,959	5,438	6,131	6,227	6,112	5,565	6,142
	利用率	81.4%	74.5%	84.0%	85.3%	83.5%	76.2%	84.1%

○近隣他事業所の利用実績

(単位:人)

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
三山園 20名	延利用日数	6,131	6,227	6,112	5,565	6,142	30,177
	利用率	84.0%	85.3%	83.5%	76.2%	84.1%	82.6%
	緊急短期入所	1	2	2	2	0	7
民間施設A 20名	延利用日数	6,496	5,471	4,810	4,852	2,569	24,198
	利用率	89.0%	74.9%	65.7%	66.5%	35.2%	66.3%
	緊急短期入所	0	0	0	0	0	0
民間施設B 20名	延利用日数	7,006	6,716	7,387	7,126	6,200	34,435
	利用率	96.0%	92.0%	100.9%	97.6%	84.9%	94.3%
	緊急短期入所	18	16	20	20	18	92
民間施設C 8名	延利用日数	6,170	5,676	7,954	10,220	7,018	37,038
	利用率	211.3%	194.4%	271.7%	350.0%	240.3%	253.5%
	緊急短期入所	0	0	1	2	0	3
民間施設D 10名	延利用日数	4,928	5,799	4,377	4,993	6,139	26,236
	利用率	135.0%	158.9%	119.6%	136.8%	168.2%	143.7%
	緊急短期入所	0	4	8	2	4	18

(3) 認知症対応型通所介護(デイサービス)利用状況

認知症対応型通所介護については、送迎に関して遠方の方の利用が難しいことから、平成27年度以降は船橋市及び習志野市の利用者のみとなっている。

近隣他事業所と比較すると三山園の利用率は高くなっているが、利用定員が12名と少ないことや近隣事業所が通常の通所介護であることなどが要因として想定される。

○三山園認知症対応型通所介護利用実績 (単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	利用者数	190	212	243	228	213	197	206
	利用日数	1,572	1,767	1,904	1,918	1,638	1,520	1,631
習志野市	利用者数	100	95	74	69	86	68	66
	利用日数	1,180	842	702	702	892	855	898
八千代市	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	290	307	317	297	299	265	272
	利用日数	2,752	2,609	2,606	2,620	2,530	2,375	2,529
	利用率	94.4%	89.5%	89.0%	89.5%	87.8%	81.4%	87.1%

○近隣他事業所の利用実績 (単位:人)

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
三山園 12名	延利用日数	2,606	2,620	2,530	2,375	2,529	12,660
	利用率	89.0%	89.5%	87.8%	81.4%	87.1%	87.0%
民間施設A 18名	延利用日数	5,644	4,823	4,051	1,258	—	15,776
	利用率	76.1%	65.5%	63.9%	66.6%	—	68.0%
民間施設B 40名	延利用日数	8,461	9,182	10,086	8,596	9,662	45,987
	利用率	68.2%	74.0%	81.3%	70.5%	77.7%	74.3%
民間施設C 18名	延利用日数	2,642	2,465	2,959	2,059	2,192	12,317
	利用率	47.7%	44.6%	53.2%	37.1%	39.5%	44.4%
民間施設D 37名	延利用日数	6,824	7,515	7,418	7,430	7,056	36,243
	利用率	58.9%	65.1%	63.8%	64.2%	60.9%	62.6%

※民間施設 A は元年度まで定員24名

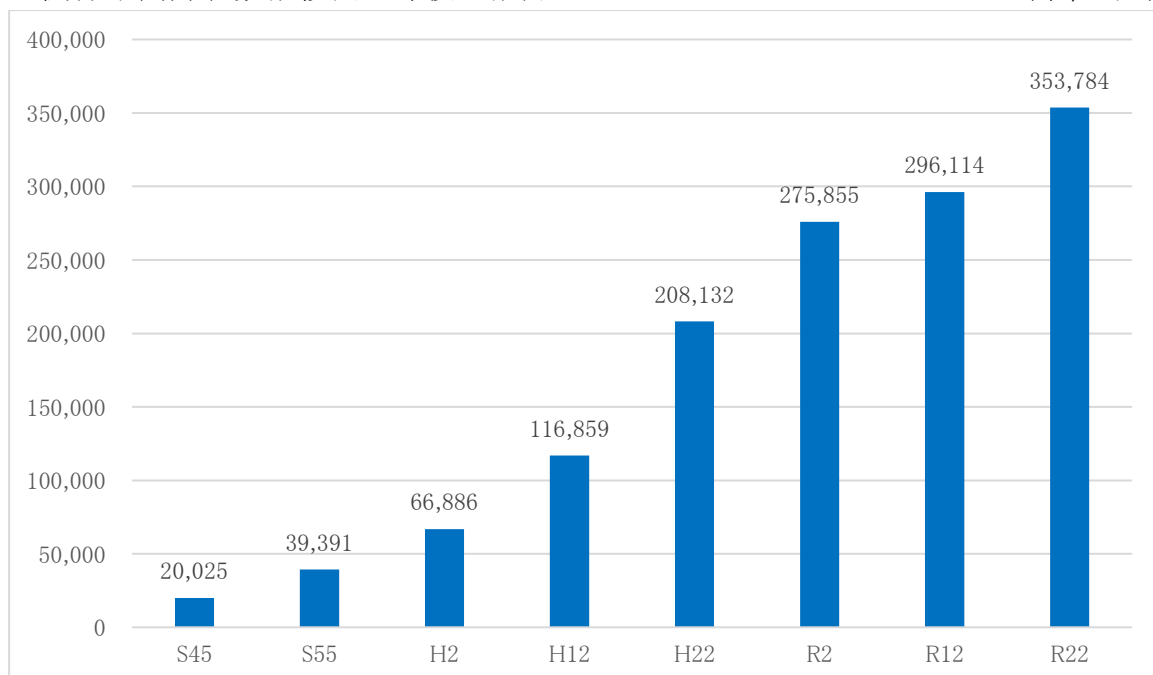
11. 関係市における高齢者の動向について

関係市における高齢者(65歳以上)数については、昭和45年10月1日現在20,025人であったが、人口の増加及び高齢化に伴い、令和2年4月1日現在275,855人となっており、50年間で約13.8倍に増加している。今後も増加が見込まれ、令和22年には353,784人となることが想定されている。

要介護認定者数についても同様に、介護保険法が施行された平成12年4月1日現在9,530人であったが、令和2年4月1日現在35,337人となっており、20年間で約3.7倍に増加している。また、平成12年4月1日現在の高齢者数は116,859人であり、その後20年間で約2.4倍となっており、高齢者数の増加率に比べ、要介護認定者数の増加率が大きいことがわかる。なお、要支援及び要介護認定者数は、令和22年には74,351人となることが想定されている。

○関係市高齢者数推移及び今後の推計

(単位:人)

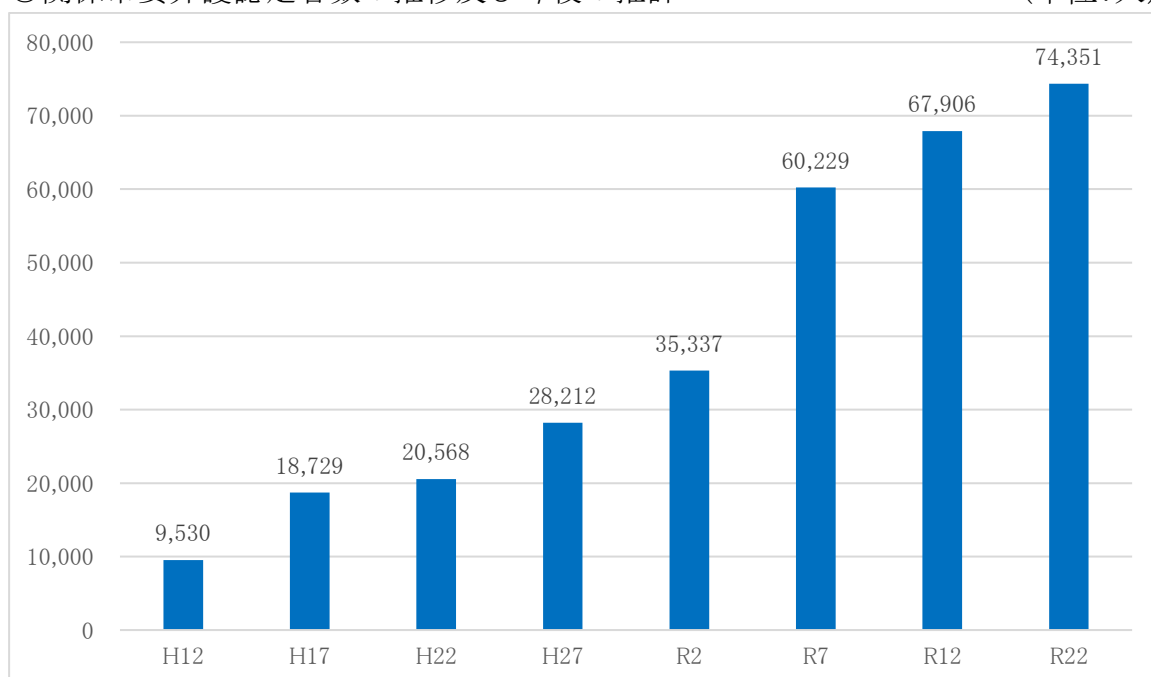


※S45からH2までは10月1日現在、H12以降は4月1日現在

出典: 関係市から提供されたデータに基づき作成

○関係市要介護認定者数の推移及び今後の推計

(単位:人)



※R7以降の推計については、要支援を含む

出典:関係市から提供されたデータに基づき作成

12. 指定管理者制度の導入及び社会福祉法人への移譲について

(1) 運営形態ごとのメリット・デメリット

指定管理者制度の導入及び社会福祉法人への移譲をした場合は、どちらも民間事業者が運営を行うこととなる。その場合、三山園では徴収していない各種手数料等にかかる多少の負担が生じる可能性が高いと想定されるが、その負担額が民間施設と同程度に留められるのであれば許容されるものであり、これまで蓄積してきた特別養護老人ホームの経営や運営などのノウハウを活用することで、効率的な施設運営や人材の有効活用などにより介護サービスの質の向上が期待できるものと考えられる。

なお、指定管理者制度においては、有期契約であることから事業者の変更により、利用者が不安定な状況に置かれてしまう可能性があることや、今後の大規模改修費用や経常的な施設修繕費用等について公費で負担することなど、利用者、関係市それぞれの立場から見て、社会福祉法人への移譲には無いデメリットが存在する。

○メリット・デメリット

指定管理者	メリット	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理先の法人が複数の施設運営を行っている場合、職員の配置転換等により人材の有効活用ができ、サービスの質の向上が期待できる。 <p>【関係市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営と同様に措置入所の相談がしやすい。 ・指定管理者との協定書等により、引き続き一定の入所枠を確保することが可能となる。 ・経営のノウハウを有する指定管理者が運営をすることにより、直営と比較して運営経費にかかる分賦金の圧縮が期待できる。
	デメリット	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約のため契約期間ごとに事業者が変更となる可能性がある。 ・民間施設の利用料を踏まえると利用者の負担額が増額となる可能性が高い。 <p>【関係市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修及び経常的な修繕費用について、引き続き公費負担が生じる。
社会福祉法人への移譲	メリット	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化先の法人が複数の施設運営を行っている場合、職員の配置転換等により人材の有効活用ができ、サービスの質の向上が期待できる。 ・指定管理者制度のように有期契約ではないため、事業者の変更がなく、安定的な環境が期待できる。 <p>【関係市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営経費及び大規模改修費用等について、分賦金の支出が無くなる。 ・土地の有償貸付又は売却する場合、収入となる。
	デメリット	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の利用料を踏まえると利用者の負担額が増額となる可能性が高い <p>【関係市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所枠を設けることが困難となる可能性がある。 ・建物を売却する場合、建替え時の補助金の返還が必要となる。

(2) 建替え時の補助金返還要件

三山園は建替えをした際、平成13年度から15年度にかけて約10億円の国県補助金を受けており、建物を譲渡又は貸付をする場合、条件によっては補助金の返還義務が生じる。現状の三山園においては、有償での譲渡又は貸付の場合に返還義務が生じることとなり、その金額に応じて返還額が決定する。なお、無償での譲渡又は貸付の場合には返還が不要となる。

○補助金名

平成13・ 14・15 年度	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助(負担金) 千葉県社会福祉施設等施設整備費補助金 ※船橋市社会福祉施設整備費補助金(船橋市の中核市移行に伴う)
平成14・ 15年度	社会福祉施設等施設整備費国庫負担金

○有償譲渡した場合の補助金返還額

譲渡額×(国県補助金:982,247千円／総事業費:2,193,422千円)

上限額:国県補助金×(残存年数／処分制限年数)

三山園の場合:982,247千円×(30年／50年)=589,348千円

譲渡額1,316,053千円で上限に達する

※出典:厚生労働省社会・援護局長 第六次改正社援発 0405 第1号令和3年4月5日「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について 別添1(厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準)」

【開催経過】

○第1回(令和4年5月17日)

- (1) 四市複合事務組合について
- (2) 特別養護老人ホームの位置づけについて
- (3) 関係市の動向について
- (4) 特別養護老人ホーム三山園について
- (5) 三山園あり方検討審議会について

○施設見学(令和4年6月28日、29日)

○第2回(令和4年7月14日)

- (1) 千葉県内の特別養護老人ホームについて
- (2) 高齢者数等の推移について
- (3) 三山園内での事故発生状況について
- (4) 三山園収支状況について
- (5) 他施設との比較について
- (6) 職員採用計画について

○第3回(令和4年10月6日)

- (1) 日常生活自立度の推移について
- (2) 今後の措置入所件数の推移について
- (3) 運営形態ごとのメリット・デメリットについて
- (4) 公設公営としての役割及び三山園のあり方について

○第4回(令和4年11月22日)

- (1) 直営での財政シミュレーションについて
- (2) 指定管理及び民営化について
- (3) 三山園のあり方について

○第5回(令和5年1月12日)

- (1) これまでの審議会での意見について
- (2) 答申案について

○第6回(令和5年3月13日)

答申案の審議について

○第7回(令和5年4月27日)

答申決定

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会委員

○令和4年度

【会長】	鏡 諭	法政大学大学院公共政策研究科 淑徳大学コミュニティ政策学部 関東学院大学 兼任講師
【副会長】	徳永 幸生	徳永法律事務所 弁護士
【委員】	鈴木 敦子	鈴木公認会計士事務所 公認会計士
	綱島 照雄	社会福祉法人八千代美香会 理事長
	西尾 真治	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部 主任研究員 コンセンサス・デザイン室長
	土屋 仁志	船橋市健康・高齢部長
	島本 博幸	習志野市健康福祉部長
	糟谷 龍郎	八千代市健康福祉部長
	菅井 智美	鎌ヶ谷市健康福祉部長

○令和5年度

【会長】	鏡 諭	法政大学大学院公共政策研究科 淑徳大学コミュニティ政策学部 関東学院大学 兼任講師
【副会長】	徳永 幸生	徳永法律事務所 弁護士
【委員】	鈴木 敦子	鈴木公認会計士事務所 公認会計士
	綱島 照雄	社会福祉法人八千代美香会 理事長
	西尾 真治	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部 主任研究員 コンセンサス・デザイン室長
	滝口 達哉	船橋市高齢者福祉部長
	島本 博幸	習志野市健康福祉部長
	糟谷 龍郎	八千代市健康福祉部長
	小笠原 直樹	鎌ヶ谷市健康福祉部長

以上